

ハートがたくさんの村づくり

差別のない、人への思いやりを大切にする、
明るい南阿蘇村をつくりましょう。



人権とはなんですか？

人権とは「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持っている権利」であって、だれにとっても大切なもの、日常の思いやりの心によって守られなければならないものです。今回も、「高齢者虐待防止法」についてお伝えします。



前号に引き続き、5つの分類のうち、残り2つの分類を掲載します。

・性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること、または、高齢者にわいせつな行為をさせること。

(例)

排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。
キス・性器への接触、セックスを強要するなど。

・経済的虐待

養護者または高齢者の親族が、当該高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

(例)

日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。
本人の自宅などを本人に無断で売却する。
年金や預貯金を本人に無断で使用する。

○高齢者虐待への気づき

介護をしている家族など高齢者

の身近な人が、虐待を起しやすい傾向にあり、虐待をしている本人が虐待をしているという認識がない場合も多いと言われています。

○専門機関への通報

また、虐待を受けている高齢者自身も、虐待をしている人をおぼつたり、知られたくないなどの思いがあるために発見しにくい場合があるとも言われています。

そのためにも、高齢者に関わる身近な人が、虐待を疑わせる「サイン」を見逃さず、いち早く気づき対応することが大切です。

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した人は、速やかに通報しなければならぬとされています（法第7条）。

虐待が疑われる事例に接しても、巻き込まれることを恐れたり、深く関わりたくないと思ったりすることがあります。

また、高齢者も、他人に知られることを嫌がるかもしれませんが、事態の深刻さを考え、まずは一人で悩まず相談することが必要です。相談を受けた機関は絶対に秘密

を守ります。

気になるサインがみられる場合は、できるだけ早期に、次の専門機関に相談することが重要です（代表的な機関を記載します）。

・地域包括支援センター

お近くのセンターへ連絡をお願いします（分からない場合は、役場に連絡をお願いします）。

・民生委員

民生委員は、行政区ごとに設置されています。

・介護支援専門員（ケアマネージャー）

相談を受けた専門機関は、他の専門機関や村と共同して対応することとなっています。

村民みんなで「ハートがたくさん村」をつくりましょう。

総務課 人権政策係